

障がい者虐待をみかけたら通報をお願いします！

虐待は、障がい者の尊厳を傷つける許されない行為です。また、障がい者の自立や社会参加をすすめるためにも虐待を防止することが非常に重要です。

こうしたことから「**障害者の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律**」（障害者虐待防止法）が平成 24 年 10 月 1 日から施行されました。

障がい者の安定した生活や社会参加を助けるために、みんなで虐待の防止に取り組みましょう。

●対象となる障がい者は？

次のような障がいのある人（18 歳未満の人も含む）が障害者虐待防止法の対象となり、障がい者手帳を取得していない場合も含まれます。

| | |
|----------------------|--|
| 身体障がい者 | 主に手や足、目、耳、内臓機能などに障がいがあり、日常生活や社会生活に援助が必要な人。 |
| 知的障がい者 | 主に先天的または出生のときなどに脳が障がいを受けて知的な発達が遅れ、日常生活や社会生活に援助が必要な人。 |
| 精神障がい者 (発達障がいを含む) | 主に統合失調症、うつ病、自閉症など病気や脳機能の障がいで、日常生活や社会生活に援助が必要な人。 |
| その他 | 心身の障がいや社会的な障壁によって、日常生活や社会生活が困難で援助が必要な人。 |

●3種類の障がい者虐待があります

| | |
|-------------------------------|--|
| 養護者による 障がい者虐待 | 障がい者の生活の世話や金銭の管理などを行っている家族や親族、同居する人による虐待のことです。 |
| 障がい者福祉施設 従事者等による 障がい者虐待 | 障がい者福祉施設や障がい福祉サービスの事業所で働いている職員による虐待のことです。 |
| 使用者による 障がい者虐待 | 障がい者を雇って働かせている事業主などによる虐待のことです。 |

●こんな行為が虐待です

虐待をしている側、障がい者本人の自覚は問いません。

| | |
|----------------------------|------------------------------------|
| 身体的虐待 | 身体に外傷が生じるおそれのある暴力、正当な理由のない拘束 |
| 性的虐待 | わいせつな行為をすること、させること |
| 心理的虐待 | 暴言や拒絶するような態度で、精神的な苦痛を与えること |
| 介護・世話の 放棄・放任 (ネグレクト) | 食事や排せつなどの世話や介助をほとんどせず、心身を衰弱させること |
| 経済的虐待 | 本人の同意なしに財産や賃金などを使ったり、理由なく金銭を与えないこと |

● 「虐待される人」「虐待してしまう人」の両方を救うために

| | |
|------------------------------|--|
| <p>障がい者の保護 (養護者との分離)</p> | <p>障がい者の命などにかかわる緊急事態には、安全確保のために障がい者を施設などに保護し、虐待した家族など養護者から一時的に引き離します。さらに、状況に応じて障がい者と養護者との面会を制限することもあります。</p> |
| <p>障がい者への支援</p> | <p>障がい者を養護者から保護する必要がない場合でも、次のような支援が行われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域で自立した生活ができるように居住の場の確保や就業の支援 ・適切な障がい福祉サービスの利用を促進する支援 ・医療機関への受診が必要な場合、専門医の紹介などの支援 |
| <p>養護者への支援</p> | <p>障がい者虐待では、虐待をしている側の家族など養護者にも支援が必要な場合が少なくありません。介護疲れや障がいへの知識不足、家族間の人間関係、養護者自身の障がいなど要因は様々ですが、虐待してしまう養護者を含む家族全体を地域ぐるみで支援することが根本的な虐待防止につながります。</p> |

●虐待をみかけたら通報をお願いします！

障がい者虐待に関する相談は 24 時間、365 日いつでもできます。

- ・養護者からの虐待、障がい者福祉施設等での虐待

阪南市 市民福祉課（阪南市障がい者虐待防止センター）

TEL471-5678 FAX471-1038《FAX の内容確認は閉庁日を除く月～金曜日、午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分》

- ・障がい者の雇用先での虐待

阪南市 市民福祉課（阪南市障がい者虐待防止センター）または

大阪府障がい者権利擁護センター TEL・FAX06-6944-6615《閉庁日を除く月～金曜日、午前 9 時～午後 6 時》